

令和6年

179号

2024年4月発行

編集/発行：高山市農業委員会

農委と農家

地域の話し合いで『目標地図』を示す取り組みがスタート



令和5年4月、農業経営基盤強化促進法が改正され、「地域計画」（地域農業の将来計画）を策定することになりました。

地域毎に農業委員・農地利用最適化推進委員とともに、地域農業をよりよくするためのアイデアを出し合うなど、地域農業の将来を考える活動が、それぞれの地域で開始しました。

写真は、「八日町改良組合の地域計画座談会」での、意見交換会の一コマです。地域計画の策定に向けて、ご理解とご協力をお願いします。

内 容

- ・ 地域計画の策定に向けて P 1
- ・ 高山市令和六年度予算概要 P 2
- ・ 「飛騨美濃特産名人」認定証授与式
「飛騨高山の名匠」認定証交付式 P 3
- ・ 農地の賃借料情報の公表 P 4
- ・ 農作業の雇用賃金及び参考機械利用料金 P 5
- ・ 農地の貸借を予定されてる皆様へ
所有者不明農地について P 6

**農地の貸し借りは、
農地中間管理機構をご利用ください。**

詳細は高山市農業委員会事務局まで

(☎0577-35-3141及び

各支所の基盤産業課へご連絡ください。)



高山市 令和6年度予算 一般会計 6 1 7 億円**うち農林水産業費は 2 5 億 5 千万円**

3月市議会定例会において、令和6年度予算を提案し可決されました。農林水産業費のうち、新たに始まる事業や既存の事業で拡充する事業について紹介します。

農地の集約化等に向けた地域計画の策定について

農業者の高齢化や農家戸数の減少により地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、地域課題の抽出や解決策を地域ごとに話し合い、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定を進めます。

1 概 要

- ①地域計画策定コーディネーターの委嘱
地域ごとの話し合いを進めるうえで、課題解決に向けて、有識者に話し合いのコーディネーターを委嘱します。
- ②地域ごとの目標地図の印刷
地域での話し合いの結果、10年後の農地利用の在り方をまとめた地図を作製・印刷します。

2 予 算 額 1,100千円

- ・コーディネーター委嘱 550千円
- ・目標地図印刷 550千円

有害鳥獣の被害防止支援体制の充実について

近年、クマの人身危害や小動物による農作物や民家への被害が増加していることから鳥獣被害防止支援体制の充実を図ります。

1 概 要

- ①緊急出動報酬〔新規〕
クマの人身危害発生時や人家近くへの目撃情報の多発など、市民への危険が高まっている状況にあると市が判断する場合に、市が鳥獣被害対策実施隊員に指示をしたうえで緊急パトロール及び痕跡確認等の業務に対し報酬を支払います。

- ②小動物捕獲報償金の増額〔拡充〕
小動物（ハクビシン・アナグマ・タヌキ）の捕獲に対する報償金を増額します。

2 対 象 者 高山市鳥獣被害対策実施隊員**3 報酬額等**

- ①1回あたり3,000円
- ②1頭あたり3,000円から5,000円に2,000円増額

4 予 算 額 440千円

- ①300千円
- ②140千円（増加分）

農地集積・集約の担い手に対する助成について

農地の有効活用や担い手の負担軽減を図るため、新たに農地を集積した一定規模以上の経営農地を有する地域の担い手に対して、集積した面積に応じた支援を行います。

1 概 要**(1) 補助対象**

次の①～③全てを満たすもの

- ①利用権設定等により、新たに10年以上の借入期間を設定した農地
- ②耕作目的が次の作物
 - ・水稻
 - ・経営所得安定対策に位置付けられた戦略作物（麦・大豆・飼料作物・飼料用米・WCS用稲・加工用米・米粉用米等・そば・なたね）
 - ・飼料作物（水田以外）

- ③事業年度の前年度1月1日から12月31日までに貸借が開始された農地

(2) 補助額 10a当たり3,000円**2 対 象 者**

認定農業者・認定新規就農者・地域の担い手に位置付けられた農業者で、新規借入農地を含め5ha以上の経営農地を有する農家及び法人

3 予 算 額 2,000千円**優良乳用牛保留導入に対する助成の拡充について**

酪農経営基盤の強化を図り、飛騨牛乳の産地とブランドを守るため、市内酪農家における優良乳用牛の保留・導入に対する現行の補助単価を拡充します。

1 概 要

高山市酪農振興会が実施する市内酪農家の優良乳用牛の保留・導入支援事業に対する補助額を増額します。

2 対 象 者

乳用牛飼養農家（高山市酪農振興会を通して支援）

3 補 助 額

1頭あたり35,000円から137,000円に増額

4 開始時期 令和6年度より**5 予 算 額 4,110千円**

『飛騨美濃特産名人』

令和5年度「飛騨美濃特産名人」に、メロンを栽培している櫻本茂男氏（丹生川町町方在住）と肉用牛を飼育している渡辺定武氏（国府町木曾垣内在住）が認定されました。飛騨美濃特産名人認定とは、卓越した技術、見識を有し、地域の農業振興に多大に貢献された方々を知事が名人として認定している制度です。県内では、現在126名が飛騨美濃特産名人としてご活躍されています。

令和6年1月15日（月）に、岐阜県庁に於いて令和5年度「飛騨美濃特産名人」認定証授与式が行われました。



前列右から2人目が櫻本氏、1人目が渡辺氏

◇ 櫻 本 茂 男 氏

『飛騨メロンを長年栽培し、飛騨地域の農産物として生産拡大に貢献』

櫻本氏は、40年以上にわたりメロン栽培に従事され、高い栽培技術を有しており、安定的に高品質な栽培をしています。また、昭和60年の飛騨メロン研究会発足当時からメンバーとして地域農家への栽培技術の伝承や、パフェやタルトといった加工品としての活用を推進しブランド化に貢献し、販路拡大に取り組んでいます。

◇ 渡 辺 定 武 氏

『非常に高い肥育技術を有し、後継者育成に尽力』

渡辺氏は、40年以上にわたり肥育に従事され、全国的にみても極めて高い肥育技術を有しています。また、飛騨牛の銘柄のさらなる確立と飼養技術の向上のために、さまざまな研究会において技術指導、情報交換を積極的に行い、産地全体の技術向上に貢献しています。

『飛騨高山の名匠認定』

飛騨高山の名匠に櫻本茂男氏と渡辺定武氏が認定されました。飛騨高山の名匠とは、市内の「商工業分野」及び「農林畜水産業分野」の職種において、優れた技術と豊富な経験を有する技能者を名匠として認定し、市内産業のさらなる振興と後継者育成を促進することを目的に創設されました。

令和6年2月15日（木）に飛騨高山まちの博物館に於いて「飛騨高山の名匠認定証交付式」が行われました。



農地の賃借料情報の公表について

令和5年12月末現在
高山市農業委員会

令和5年中に貸借が開始した農地の賃借料について、農地法第52条に基づき下記のとおり区分毎に集計し、平均額、最高額及び最低額を公表します。

地域・地目別（賃借料無償の貸借は収集対象外）

地 域	田（水稻作付け）				参考（田）	
	賃借料（円／10a）			筆 数	使用貸借（無償）	現物支給
	平 均	最 高	最 低		筆 数	筆 数
高 山	8,300	16,000	5,000	86	13	11
丹生川	3,500	7,900	2,000	9	16	0
清 見	3,000	5,000	2,000	42	26	0
莊 川	(2,000)	(2,500)	(2,000)	(117)	0	0
一之宮	2,800	3,000	2,500	5	340	0
久々野	3,400	3,600	3,300	5	41	3
朝 日	6,000	10,000	5,000	5	49	163
高 根	(5,000)	(5,000)	(5,000)	(1)	0	0
国 府	9,500	18,000	19,000	179	41	4
上 宝	4,000	4,500	3,500	37	1	0
市全体	7,600			368	527	181
地 域	畑（転作田含む）				参考（畑）	
	賃借料（円／10a）			筆 数	使用貸借（無償）	現物支給
	平 均	最 高	最 低		筆 数	筆 数
高 山	11,100	25,000	4,000	39	36	0
丹生川	18,800	43,200	15,000	13	52	0
清 見	5,200	15,000	3,000	29	52	0
莊 川	2,000	2,000	2,000	1	22	0
一之宮	9,900	10,000	9,000	37	13	0
久々野	9,200	15,000	6,200	15	0	0
朝 日	(4,900)	(6,000)	(3,700)	(13)	0	0
高 根	(5,000)	(5,000)	(5,000)	(1)	0	0
国 府	10,300	20,000	2,900	24	15	0
上 宝	4,300	4,500	3,900	4	0	0
市全体	9,900			152	190	0

※1（ ）は令和5年中に対象となる案件がない場合に、令和4年以前で、その直近年の数値を表示しています。なお市全体数値には、令和4年以前で直近年の数値は含めていません。

(1) 集計区分

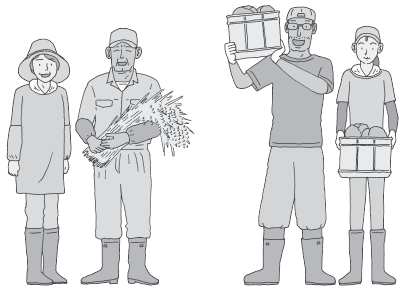
- ・地目の区分は、田と畑（利用目的）とする。
- ・地域の区分は、旧市町村区域とする。

(2) 賃借料データの収集

- ・収集の対象は、市または農業委員会に提出された賃借料情報とする。
- ・賃借料無償の貸借等の筆数は、参考欄に記載する。
- ・著しく高額あるいは低額である賃借料情報については、集計の対象外とする。

(3) 賃借料情報について

- ・毎年1月～12月に効力の発生した賃借料情報を収集し、4月中に提供する。
- ・この賃借料情報は、農地の貸し借りをする場合の参考のために賃借料情報を集計したものであるが、個別事情等を踏まえたうえで決定するようお願いします。



令和6年度農作業の雇用賃金及び参考機械利用料金

高山市農業委員会

1. 雇用賃金 最低賃金を下回らないよう注意してください。

区 分	賃 金	摘 要
岐阜県最低賃金	1時間 950円	令和5年10月から950円/時間

下表は平均です。参考(目安)としていますが、作業内容や能力によって異なる点にご注意ください。

全国及び東海（令和4年 全国農業会議所の調査結果） 8時間以外も含む日額平均

区 分	全国（男）	全国（女）	東海（男）	東海（女）
専 門 作 業	9,460円	8,643円	11,003円	9,707円
一 般 ・ 軽 作 業	7,770円	7,470円	8,620円	7,860円
水稻機械作業補助	8,136円	7,689円	9,317円	8,603円

※果樹は、別途調査項目が設けられているなど、作業内容により金額は異なる。

2. 参考機械利用料金（消費税込） 下表は、高山水田農業受託経営組合の料金です。その他の方に委託する場合は、金額を確認してください。

区 分	料 金		摘 要
ロータリー耕	10a当たり	7,480円	施肥は委託者
荒 か き	10a当たり	7,480円	施肥は委託者
代 掻 き	10a当たり	8,580円	施肥は委託者
動力田植機	10a当たり	9,790円	
施肥田植機	10a当たり	11,550円	肥料は委託者
あぜ塗り機	1m当たり	77円	
機械運搬	1回当たり	3,850円	
農薬散布	10a当たり	2,200円	農薬は委託者
自脱コンバイン	10a当たり	24,200円	
コンバイン搬送	1回当たり	3,850円	
生もみ運搬	10a当たり	3,850円	
玄米運搬	1袋(30kg)当たり	198円	
はさ干もみ運搬	1kg当り	7.7円	

【注意事項】 ☆10a未満は10aで計算する。

☆ほ場条件等による割増料金等については、その内容について作業前に双方で話し合う。

☆燃料等経費の高騰により変更有り。

『農地の貸借（貸し借り）を予定されている皆様へ』

農地の貸借（貸し借り）は、令和7年4月から、原則として③農地中間管理機構経由になります！

②〈現 行〉

相対の農地の貸借（※1）

* 令和7年3月までは経過措置期間として活用可能



貸し手



借り手

※1
市町村が作成する農用地利用集積計画

※2
目標地図：市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。随時更新が可能。

③〈令和7年4月以降〉

目標地図（※2）の実現に向けた農地中間管理機構による農地の貸借



貸し手



農地中間管理機構



借り手

農地の貸し借りについては、①農地法3条、②農業経営基盤強化促進法による利用集積計画、③農地中間管理事業推進法による農用地利用集積促進計画、の方法がありましたが、令和7年4月以降は地域計画が策定されることから、②の方法による貸し借りが廃止となります。

今後、農地の貸し借りについては農地中間管理機構を通じた方法に統一されます。

なお、これまで②で貸し借りを行っていた農地につきまして、貸借期間中はそのまま権利が残りますので、次回更新の際には③の方法にて貸し借りを行うようになります。

申請様式が変わります。また手続きに時間を要しますので、早めに農業委員会へご相談ください。

所有者不明農地についてご相談ください！

あの農地だれのがわからないけど、使わせてくれないかな？

だれか、この農地を使ってくれないかな

農業委員会にご相談ください！

待てよ、この農地、先代名義じゃなかったか？

・登記名義人がご自身ではないもの
・だれのものかわからないもの
でも、農業委員会の公示によって農地中間管理機構に貸せるようになります！

ポイント

農業委員会は、農地の登記名義人の**配偶者と子どものみ**を調べて、ご意向をお聞きし、それでも共有者がわからない場合は、**2か月の公示**を行って**農地中間管理機構に貸せる**ようになります。農業委員会にご相談ください。